

平成 26 年 7 月 11 日
 平成 27 年 1 月 30 日改定
 平成 27 年 4 月 17 日改定
 平成 27 年 9 月 29 日改定
 平成 28 年 3 月 4 日改定
 平成 30 年 3 月 30 日改定
 福 島 県
 白 河 市
 双 葉 町
 復 興 庁

長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組 《白河市-双葉町》

1. 避難者等の受け入れの状況

＜避難者の受け入れ（平成 26 年 5 月 29 日時点）＞

・白河市において、郭内など市内 2 か所に設置された仮設住宅、借上げ住宅等に約 600 人が生活している。

・主な避難元市町村の内訳は、双葉町が約 220 人、浪江町が約 220 人、富岡町が約 70 人。

※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数（福島県調べ）によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない。

【応急仮設住宅(建設分)の状況】

入居市町村	所在地(団地名)	設置戸数
双葉町	郭内(宝酒造工場跡地 1)	54
双葉町	郭内(宝酒造工場跡地 2)	66
計		120

【応急仮設住宅(民間賃貸住宅分)の状況】

市町村	入居戸数	市町村	入居戸数
南相馬市	23	楡葉町	7
川俣町	1	葛尾村	1
大熊町	21	川内村	2
富岡町	31	双葉町	63
浪江町	93	計	242

2. 生活拠点の形成に向けた取組

(1) 復興公営住宅

- ・長期避難を余儀なくされる方に、避難生活を安心して過ごしていただくために、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移っていただくことが重要。
- ・白河市における復興公営住宅について、「第二次福島県復興公営住宅整備計画（平成 25 年 12 月）」に基づき 40 戸を整備。
- ・入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、集会所等を整備し、コミュニティの維持・形成のためのハード整備を実施。
- ・避難者等に復興公営住宅に関する理解や入居にあたっての参考にしてもらうため、住

宅の先行展示施設を郡山市(平成28年1月閉鎖)及びいわき市(平成28年12月閉鎖)に設置。

【復興公営住宅の整備状況】

所在地	整備 主体	戸数	住居形態	入居開始	割振り戸数			
					富岡町	大熊町	双葉町	浪江町
白河市鬼越地区 (南湖南団地)	県	28 戸	木造	H28.12.15			26	
					2			
白河市白坂地区 (白坂団地)	県	12 戸	木造	H28.12.15			4	
					8			
合計		40 戸						

＜募集方法について＞

- ・団地ごとの避難元市町村の入居戸数の割振りは上記が基本。
- ・1世帯で申し込む「個別申込み」のほか、複数世帯のグループで申し込む「グループ申込み」の選択も可能。
- ・子育て等世帯（募集開始日現在18歳未満の子又は妊婦を含む世帯）については、一般住宅の抽選において当選確率を5割増しに設定。

(2) 関連基盤

＜教育機関＞

- ・現在、白河市の小中学校において双葉町の児童生徒を受け入れており、引き続き、受入れを実施。

＜医療機関、介護サービス＞

- ・白河市内の医療機関、介護サービスについては、避難者の受入れに伴い、現在のところ特段の支障は見受けられない状況であるが、引き続き、医療、介護の現場の状況を把握。

(3) コミュニティの維持・形成に向けた取組

＜募集方法について＞

- ・複数世帯のグループで申し込む「グループ申込み」の選択も可能とし、団地内のコミュニティの維持・形成を図る。

＜コミュニティ交流員の配置＞

- ・生活拠点におけるコミュニティの維持・形成を図るため、復興公営住宅入居者同士、避難者及び地域住民との交流活動等の支援を行うコミュニティ交流員を配置し、団地自治会の設立、活動計画の策定補助、交流会の企画・運営及び地域との関係構築のサポート等を実施。

【コミュニティ交流員の配置時期】

所在地	配置時期
白河市鬼越地区(南湖南団地)	H28.11～
白河市白坂地区(白坂団地)	H28.11～

【コミュニティ交流員の配置(予定)人数】

H26 年度末	H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末
—	—	17 名	21 名	21 名

※白河市、郡山市、田村市、本宮市、三春町、大玉村は、郡山拠点が担当。

3. 生活拠点の形成に関連した諸制度

(1) 届出避難場所証明

- ・長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者がその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成 24 年 12 月 19 日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に係る通知を発出。
- ・当通知を踏まえ、各避難元市町村では、申請者に対し当該事務処理要領に基づく証明書発行事務を実施しており、双葉町は平成 25 年 2 月から発行を開始。

【届出避難場所証明書の各市町村における発行開始日】

市町村	発行開始日	市町村	発行開始日
いわき市	H25.2.1～	川内村	H25.4.1～
田村市	H25.2.15～	大熊町	H25.3.1～
南相馬市	H25.2.15～	双葉町	H25.2.1～
川俣町	H25.2.12～	浪江町	H25.3.1～
広野町	H25.2.15～	葛尾村	H25.2.1～
楡葉町	H25.4.1～	飯舘村	H25.2.15～
富岡町	H25.4.1～		

(2) 避難者の受け入れに伴う財政負担

- ・平成 27 年度までは、東日本大震災前の平成 22 年国勢調査人口を基に普通交付税の算定を行ってきたため、原発避難者特例法による受入市町村の避難者への行政サービスに係る特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、特別交付税による財政措置が講じられてきた。
- ・平成 28 年度からは、平成 27 年国勢調査人口を基に、受け入れた避難者分を含め、普通交付税による財政措置を講じることにより、避難者を受入れている自治体に対して適切に財政措置が講じられている。